○農業協同組合法施行細則

新	旧
(農業経営規程の設定及び変更の承認)	(農業経営規程の設定及び変更の承認)
第2条の7 組合は、法第11条の51第1項の規定により農業経営規程の設定の	第2条の7 組合は、法第11条の51第1項の規定により農業経営規程の設定の
承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて地域県政総	承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて地域県政総
合センター所長等に提出しなければならない。	合センター所長等に提出しなければならない。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 総会又は総代会の議事録の写し	(3) 農業協同組合にあつては、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定め
	<u>る書類</u>
(削除)	ア 法第11条の50第3項又は第4項の規定により総組合員(法第12条第1
	項第2号から第4号までの規定による組合員を除く。)の3分の2以上
	の書面による同意を得て農業の経営を行う場合 当該同意を得たことを
	<u>証する書類</u>
(削除)	イ 法第11条の50第5項の規定により同条第3項又は第4項の規定による
	同意を得ないで農業の経営を行う場合 次に掲げる書類
	(ア) 法第11条の50第5項に規定する農業協同組合に該当することを証
	<u>する書類</u>
	(イ) <u>総会又は総代会の議事録の写し</u>
	(ウ) <u>法第11条の50第8項に規定する場合に該当しないことを証する書</u>
	<u>類</u>
(削除)	(4) 農業協同組合連合会にあつては、総会員(法第12条第2項第2号又は
	第3号の規定による会員を除く。)の3分の2以上の書面による同意を得
	<u>たことを証する書類</u>
<u>(4)</u> · <u>(5)</u> (略)	<u>(5)</u> ・ <u>(6)</u> (略)
2 (略)	2 (略)